

東京都公報

発行
東京都

目次

28

規則

訓令

- 東京都組織規程の一部を改正する規則……………（総務局人事部調査課）…一
- 東京消防庁の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………（同）…三
- 東京都支庁処務規程の一部改正……………（総務局人事部調査課）…四
- 東京都の標準的な職を定める規程の一部改正……………（同）…四
- 東京都児童相談所処務規程の一部改正（二件）……………（同）…四
- 東京都保健所処務規程の一部改正……………（同）…六
- 東京都監察医務院処務規程の一部改正……………（同）…六
- 東京都家畜保健衛生所処務規程の一部改正……………（同）…六
- 東京都多摩建築指導事務所処務規程の一部改正……………（同）…七
- 東京都建設事務所処務規程の一部改正……………（同）…七
- 東京都スポーツ推進本部処務規程の一部改正……………（同）…八

規則

東京都組織規程の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第五十六号

東京都組織規程の一部を改正する規則

東京都組織規程（昭和二十七年東京都規則第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表総務局の部行政部の項中「振興企画課」を「管理課」に改め、同表

デジタルサービス局の部総務部の項中「企画計理課 情報セキュリティ課」を「企画計理課」に改め、

同部デジタル基盤部の項中「デジタル基盤課 デジタル基盤運用課」を「デジタル基盤企画課 デジタル基盤運用課」に改め、

同表福祉局の部子供・子育て支援部の項中「家庭支援課」を「家庭支援課 母子健康支援課」に改め、

同部障害者施策推進部の項中「施設サービス支援課」を「施設サービス支援課 療育課」に改める。

る。

第十九条の表政策部の部渉外課の項第四号を次のように改める。

四 構造改革の推進（国家戦略特別区域等に係る施策を含む。）に關すること。

第二十条の表総務部の部企画計理課の項第八号を削り、同部グループ経営戦略課の項に次の二号を加える。

五 試験研究機関における研究業務の調査に關すること。

六 局事務事業の連絡調整等に關すること（他の部及び課に属するものを除く。）。

第二十条の表行政部の部振興企画課の項中「振興企画課」を「管理課」に改め、同項中第二号から第八号までを削り、第九号を第二号とし、第十号から第十二号までを七号ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。

振興課

一 多摩地域に係る調査及び企画に關すること。

二 多摩地域における都の事務事業の連絡調整に關すること。

三 山村振興法の施行に関する事。

四 島しょ地域に係る調査及び企画に関する事。

五 島しょ地域における都の事務事業の連絡調整に関する事。

六 離島振興法及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に関する事。

七 小笠原諸島振興開発特別措置法の施行に関する事。

第二十一条の二の表総務部の部総務課の項中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号から第十二号までを三号ずつ繰り上げ、同部デジタル人材戦略課の項中第三号を第六号とし、第二号を第五号とし、第一号を第四号とし、同項に第一号から第三号までとして次の三号を加える。

一 局の組織及び定数に関する事。

二 局所属職員の人事及び給与に関する事。

三 局所属職員の福利厚生に関する事。

第二十一条の二の表総務部の部情報セキュリティ課の項を削り、同表デジタル戦略部の部デジタル戦略課の項第四号中「プロモーション」の下に「並びに海外先進都市及び外国諸機関との交流及び協力の推進」を、「こと」の下に「(他の局に属するものを除く。)」を加え、同部デジタル企画調整課の項に次の一号を加える。

三 データの活用及び整備に係る総合的な企画及び調整に関する事。

第二十一条の二の表デジタル基盤部の部デジタル基盤課の項中「デジタル基盤課」を「デジタル基盤企画課」に改め、同項中第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 都の各種システムの連携の在り方及び全体構造に係る企画、立案及び連絡調整に関する事。

三 基幹的なデジタルツール等の整備、運用及び管理、業務改革への活用等に係る企画、立案及び連絡調整に関する事(他の局及び部に属するものを除く。)

第二十一条の二の表デジタル基盤部の部デジタル基盤運用課の項の次に次のように加える。

情報セキュリティ課

一 サイバーセキュリティを含む情報セキュリティに関する事。

二 サイバーセキュリティセンターの運用に関する事。

第二十三条の表都民生活部の部管理法人課の項第四号中「公益信託二関スル法律」を「公益信託に関する法律」に改める。

第二十四条の表市街地整備部の部企画課の項に次の一号を加える。

十三 まちづくりにおける水素及び新エネルギーの活用に係る企画、調査及び調整に関する事(他の局に属するものを除く。)

第二十四条の表市街地整備部の部区画整理課の項に次の一号を加える。

十七 東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例の施行に関する事。

第二十五条の表気候変動対策部の部地域エネルギー課の項第二号中「エネルギーの有効利用」を「脱炭素化の推進」に改める。

第二十六条の表子供・子育て支援部の部家庭支援課の項中第四号から第十号までを削り、同項の次に次のように加える。

母子健康支援課

一 母子保健法の施行に関する事(他の部に属するものを除く。)

二 児童福祉法による結核児の療養給付及び小児慢性特定疾病の医療給付に関する事。

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療(育成医療に限る。)に関する事(他の部に属するものを除く。)

四 児童福祉法による助産施設への妊産婦の入所に関する事。

五 前号に掲げる施設の設置の認可に関する事。

六 児童福祉法による身体障害児の療育指導に関する事。

七 母体保護法の施行に関する事。

八 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律等を踏まえた母子保

健医療対策の推進に関すること。

九 母子の医療助成に関すること(他の局及び部に属するものを除く。)

第二十六条の表障害者施策推進部の部施設サービス支援課の項第四号中「、障害児入所施設及び障害児通所支援事業を行う施設」を「及び障害児入所施設」に改め、同項第六号中「及び障害児通所支援事業を目的とする施設」を削り、同項第九号中「、東京都福祉型障害児入所施設、療育医療センター及び療育センター」を「及び東京都福祉型障害児入所施設」に改め、同項第十一号を削り、同項の次に次のように加える。

療育課

一 障害児通所支援事業を行う施設の運営指導に関すること。

二 前号の施設を経営する社会福祉法人等の運営指導に関すること。

三 障害児通所支援事業を目的とする施設であつて認可を受けていないものの指導監督に関すること。

四 前号に掲げる施設の設置の認可に関すること。

五 療育医療センター及び療育センターに関すること。

六 在宅心身障害児(者)に対する療育支援等に関すること。

七 発達障害者支援法の施行に関すること。

第二十六条の表障害者施策推進部の部精神保健医療課の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

第二十七条の表商工部の部経営支援課の項第三号中「下請企業」を「中小受託事業者」に改める。

第二十八条の表道路建設部の部鉄道関連事業課の項第二号中「こと」の下に「(他の課に属するものを除く。)」を加え、同部街路課の項に次の一号を加える。

二 新交通システム及び都市モノレール整備事業の実施に関すること。

別表三 七の部(一)の項中「北区西が丘三丁目七番八号」を「北区西が丘三丁目十三番十六号」に、「大田区羽田旭町十番十一号」を「大田区本羽田三丁目四番三十号」に改める。

別表四 八の部中同 品川児童相談所の項を削り、同 町田児童相談所の項の次に次のように加える。

同 大田児童 大田区大森西二丁目三番二十二号
相談所

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、別表四 八の部の改正規定は、同年八月一日から施行する。

東京消防庁の組織等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第五十七号

東京消防庁の組織等に関する規則の一部を改正する規則

東京消防庁の組織等に関する規則(昭和三十八年東京都規則第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、課」の下に「センター」を加え、同項の表安全推進部の項中「安全技术課」を「消防技術研究開発センター」に改める。

第三条第一項中「、室」を「、センター、室」に改め、同項の表安全推進部の部安全推進課の項第五号を次のように改める。

五 安全文化等の分析に関すること。

第三条第一項の表安全推進部の部安全推進課の項に次の一号を加える。

六 部内消防技術研究開発センターに属しないこと。

第三条第一項の表安全推進部の部安全技术課の項中「安全技术課」を「消防技術研究開発センター」に改め、同項第一号中「安全に係る科学技術の研究」を「科学技術に係る研究及び開発」に改め、同項第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 官民連携事業に関すること。

第三条第一項の表総務部の部総務課の項第十三号中「、課及び室」を「及び部内他の課」に改める。

第七条中「課」の下に「、センター」を加える。

第十条第一項中「課長を」の下に「、センターにセンター長を」を加え、同条第二項中「及び分析鑑定担当課長を」を削り、「即応対処部隊担当課長を」の下に「、救急部に救急相談担当課長を」を加え、同条第六項及び第七項中「、課」の下に「、センター」を加える。

第十二条第一項の表中「一〇八人」を「一〇九人」に、「三二八人」を「三二七人」に、「一七、九八〇人」を「一八、〇三五人」に、「一八、四一七人」を「一八、四七二人」に改める。

第十三条第九項中「担当課長」の下に「、センター長」を加える。
別表東京消防庁第九消防方面本部の項位置の欄を次のように改める。

八王子市石川町二千九十九番地二

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

訓令

●東京都訓令第三号

東京都支庁処務規程（昭和三十二年東京都訓令甲第十七号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第四条第二項中「専門課長」を「担当課長及び専門課長」に改める。

第五条第二項中「課長」の下に「（担当課長を含む。以下同じ。）」を加える。

第六条第三項中「事務」の下に「又は担任の事務」を加える。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

支 庁 中 一 般
支 庁 支 庁

●東京都訓令第四号

東京都の標準的な職を定める規程（平成二十八年東京都訓令第六十一号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第二条第一項の表一の部二の項中「及び足立児童相談所」を「、足立児童相談所及び大田児童相談所」に改め、同部三の項中「、品川児童相談所」を削り、同部四の項中「、検査センター所長（肥飼料検査センターに限る。）」を削る。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項の表一の部二の項及び三の項の改正規定は、同年八月一日から施行する。

●東京都訓令第五号

総務局 財務局 福祉局 児童相談所
（児童相談センターを除く。）

東京都児童相談所処務規程（昭和三十二年東京都訓令甲第三十九号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第二条中「、江東児童相談所」を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として

次の一項を加える。

江東児童相談所に次の課を置く。

連携推進課

相談援助課

保護課

第三条中「江東児童相談所」を削り、同条の表相談援助課の項第八号中「家庭裁判所等に係属する事件」を「裁判所への申立て及び訴訟対応等」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

江東児童相談所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

連携推進課

一 所属職員的人事及び給与に関すること。

二 所の公文書類の收受、配布、発送、編集及び保存に関すること。

三 所の予算、決算及び会計に関すること。

四 裁判所への申立て及び訴訟対応等に関すること。

五 区市町村及び地域関係機関との連携強化に関すること。

六 区市町村及び地域関係機関の支助力及び虐待対応力の向上に関すること。

七 親子関係再構築及びパーマネンシー保障並びに里親に関すること(他の課に属するものを除く。)

八 所内他の課に属しないこと。

相談援助課

一 児童の相談、通告及び送致等の受付及び面接に関すること。

二 援助方針会議に関すること。

三 児童の措置に関すること。

四 里親に関すること(他の課に属するものを除く。)

五 ケースの進行及び記録の管理に関すること。

六 児童及びその保護者の医学的、心理学的、教育学的及び社会学的診断、判定並びに治療・指導に関すること。

七 巡回相談及び出張判定の実施に関すること。

八 重度知的障害児の認定診断に関すること。

九 診療エックス線検査、電気生理検査及び生化学検査等医学的検査に関すること。

十 児童虐待に関すること。

十一 児童相談における困難かつ高度な相談援助技術の支援に関すること。

保護課

一 児童の一時保護に関すること。

二 児童の生活観察、生活指導、学習指導及び保健衛生に関すること。

三 児童の給食及び諸給与品に関すること。

四 児童の所持金品の保管に関すること。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第六号

東京都児童相談所処務規程(昭和三十二年東京都訓令甲第三十九号)の一部を次のように改正する。
(児童相談センターを除く。)

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第二条第一項及び第三条第一項中「江東児童相談所」の下に「及び大田児童相談所」を加える。

第五条第一項中「及び足立児童相談所」を「、足立児童相談所及び大田児童相談所」に改め、同条第二項中「、品川児童相談所」を削る。

第六条第一項中「及び足立児童相談所」を「、足立児童相談所及び大田児童相談所」に改め、同条第二項及び第五項中「、品川児童相談所」を削る。

総務局
財務局
福祉局
児童相談所

第七条第一項中「及び足立児童相談所」を「足立児童相談所及び大田児童相談所」に改め、同条第二項中「品川児童相談所」を削る。

第十一条第一項中「及び足立児童相談所」を「足立児童相談所及び大田児童相談所」に改め、同条第二項中「品川児童相談所」を削る。

第十二条第一項中「及び足立児童相談所」を「足立児童相談所及び大田児童相談所」に改め、同条第二項中「品川児童相談所」を削り、同条第三項中「及び足立児童相談所」を「足立児童相談所及び大田児童相談所」に改め、同条第四項中「品川児童相談所」を削る。

附則

この訓令は、令和八年八月一日から施行する。

●東京都訓令第七号

東京都保健所処務規程（昭和三十二年東京都訓令甲第四十九号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

総務局 財務局 保健局 保健所

第三条第一項の表管理課の項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 健康危機管理その他保健師活動の総合的な調整に関すること。

第八条第三項中「歯科保健担当課長」の下に「及び地域保健推進担当課長」を加える。

第九条第二項中「歯科保健担当課長」の下に「地域保健推進担当課長」を加える。

第十条第三項中「歯科保健担当課長」の下に「及び地域保健推進担当課長」を加える。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第八号

東京都監察医務院処務規程（昭和三十二年東京都訓令甲第五十八号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

総務局 財務局 保健局 監察医務院

附則中「令和八年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第九号

東京都家畜保健衛生所処務規程（昭和四十六年東京都訓令甲第五十一号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

総務局 財務局 産業労働衛生所

第三条第二項中「から」を「から、」に改める。

第五条第一号中「肥飼料検査センター所長」を削る。

第九条を削り、第十条を第九条とする。

第十一条の見出し中「検査センター及び」を削り、同条第一項中「検査センターに検査センター所長を、」を削り、同条第二項中「検査センター及び」を削り、同条を第十条とする。

第十二条の見出し中「検査センター並びに」を削り、同条第一項中「検査センターの所長及び課長代理並びに」を削り、同条第二項中「検査センター及び」を削り、「から」を「から、」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条の見出し中「検査センター及び」を削り、同条中第一項及び第二項を削り、第三項を第一項とし、同条第四項中「支長」を「支所」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、「検査センター所長又は」を削り、同項を同条第三項とし、同条を第十二条とする。

第十四条（見出しを含む。）中「検査センターの所長及び課長代理並びに」を削り、同条を第十三条とし、第十五条から第十七条までを一条ずつ繰り上げる。

第十八条中「第十四条及び第十五条」を「第十三条及び第十四条」に改め、「検査センター所長」を削り、同条を第十七条とし、第十九条から第二十一条までを一条ずつ繰り上げる。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第十号

総務局 財務局 都市整備局 多摩建築指導事務所

東京都多摩建築指導事務所処務規程（昭和四十六年東京都訓令甲第百三十三号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第三条の表開発指導第一課の項に次の一号を加える。

- 五 東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例（令和八年東京都条例第三十一号）に基づく無電柱化の実施計画等の届出の受理、報告の要求及び調査並びに助言、指導及び勧告並びに勧告に従わなかつた旨の公表及び当該公表に係る

意見を述べる機会の付与に関すること。

第三条の表開発指導第二課の項に次の一号を加える。

- 五 東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例に基づく無電柱化の実施計画等の届出の受理、報告の要求及び調査並びに助言、指導及び勧告並びに勧告に従わなかつた旨の公表及び当該公表に係る意見を述べる機会の付与に関すること。

第三条の表建築指導第一課の項第十九号、同表建築指導第二課の項第十八号及び同表建築指導第三課の項第十八号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改める。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第三条の表開発指導第一課の項及び開発指導第二課の項に一号を加える改正規定は、東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例（令和八年東京都条例第三十一号）の施行の日から施行する。

●東京都訓令第十一号

総務局 財務局 建設局 建設事務所

東京都建設事務所処務規程（昭和三十二年東京都訓令甲第九十四号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第二条第二項の表中「工事第一課」を「工事第一課 道路モノレール工事課」に改める。

- 第三条第二項の表工事第一課の項の次に次のように加える。道路モノレール工事課

- 一 都市モノレール及びこれに関連する道路の調査、測量及び設計並びにこれらの

工事の施行及び監督に関すること。
二 前号の工事の清算に関すること。

第三条第五項の表庶務課の項中第十号を削り、第十一号を第十号とする。

第四条第二項中「、道路モノレール工事担当課長」を削る。

第五条第二項中「及び道路モノレール工事担当課長」を削る。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第十二号

総務局
財務局
生活文化局
スポーツ推進本部

東京都スポーツ推進本部処務規程（令和七年東京都訓令第二十一号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第二条の表スポーツ総合推進部の項及び国際スポーツ事業部の項を次のように改める。
スポーツ企画部

総務課

企画調整課

ねんりんピック推進課

スポーツ総合推進部

スポーツ課

プロジェクト推進課

パラスポーツ課

国際スポーツ事業部

大会企画課

国際大会課
事業調整課

第三条の表スポーツ総合推進部の項及び国際スポーツ事業部の項を次のように改める。
スポーツ企画部

総務課

一 本部の組織及び定数に関すること。

二 本部所属職員の人事及び給与に関すること。

三 本部所属職員の福利厚生に関すること。

四 東京都職員研修規則（昭和四十三年東京都規則第三十八号）第四条の規定に基づき研修に関すること。

五 本部の所管に係る政策連携団体の指導及び監督に関すること。

六 本部事務事業に関する法規の調査及び解釈に関すること。

七 本部の公文書類の收受、配布、発送、編集及び保存に関すること。

八 本部の情報公開に係る連絡調整等に関すること。

九 本部の個人情報保護に係る連絡調整等に関すること。

十 本部事務事業の管理改善に関すること。

十一 本部事務事業の広報及び広聴に関すること。

十二 本部事務事業のデジタル関連施策の企画、調整及び推進に関すること（デジタルトランスフォーメーション推進に関するものを除く。）。

十三 本部内他の部及び課に属しないこと。

企画調整課

一 本部の予算、決算及び会計に関すること。

二 本部の契約に関すること。

三 本部の財産、物品及び債権の管理に関すること。

四 本部事務事業の総合的な企画、調整及び推進に関すること。

五 本部事務事業の施策に係る関係機関との連絡調整等に関すること（他の部に属するものを除く。）。

六 本部事務事業のデジタルトランスフォーメーション推進に関すること。

- 七 本部事務事業の進行管理に関すること。
- 八 本部事務事業の行政評価に関すること。

ねんりんピック推進課

- 一 第三十九回全国健康福祉祭等に関すること。

スポーツ総合推進部

スポーツ課

- 一 スポーツ及びレクリエーション（以下この条において「スポーツ等」という。）の施策の推進に関すること（他の課に属するものを除く。）。
- 二 スポーツ等の総合的な指導に関すること（他の課に属するものを除く。）。
- 三 スポーツ等に係る団体の育成に関すること（他の課に属するものを除く。）。
- 四 競技力向上に係る施策に関すること（他の課に属するものを除く。）。
- 五 スポーツ等に係る国際交流事業に関すること。
- 六 部内他の課に属しないこと。

プロジェクト推進課

- 一 スポーツ等の計画に掲げる重要な施策の推進に関すること。

パラスポーツ課

- 一 障害者のスポーツ等の施策の推進に関すること（他の課に属するものを除く。）。
- 二 障害者のスポーツ等の総合的な指導に関すること。
- 三 障害者のスポーツ等に係る団体の育成に関すること。
- 四 障害者のスポーツの競技力向上に係る施策に関すること。

国際スポーツ事業部

大会企画課

- 一 国際スポーツ大会の誘致・開催支援等に関すること（他の部及び課に属するものを除く。）。
- 二 部所管事業に係る国内及び海外関係機関との連絡及び調整に関すること（他の課に属するものを除く。）。
- 三 国際スポーツ大会に係るレガシー活用に関すること（他の課に属するものを除く。）。

除く。）。

- 四 部内他の課に属しないこと。

国際大会課

- 一 東京マラソン関連事業等に関すること（他の課に属するものを除く。）。
- 二 自転車競技関連事業に関すること。

事業調整課

- 一 東京二〇二五世界陸上競技選手権大会、第二十五回夏季デフリンピック競技大会、東京二〇二五その他国際スポーツ大会に係る調整に関すること（他の課に属するものを除く。）。
- 二 第三十二回オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に係る調整に関すること。

第三条の表スポーツ施設部の部経営企画課の項第一号中「及び開設準備」を「運営」に改める。

第四条第二項中「、スポーツ担当部長」を削り、「大会推進担当部長、大会総合調整担当部長、大会事業推進担当部長、事業調整担当部長、運営担当部長」を「国際大会担当部長」に改め、同条第三項中「スポーツ総合推進部」を「スポーツ企画部」に改め、「文書・広報担当課長」の下に「、戦略広報担当課長」を加え、「調整担当課長、」を「及び」に、「アーカイブ担当課長、連携推進担当課長、地域スポーツ振興担当課長、」を「を」を、「スポーツ総合推進部」に改め、「団体調整担当課長」の下に「、プロジェクト推進担当課長」を加え、「事業推進担当課長及び事業調整担当課長」を「及び事業推進担当課長」に、「大会推進担当課長」を「国際連携担当課長、事業調整担当課長」に、「大会総合調整担当課長、大会広報担当課長、国際連携担当課長、事業推進担当課長、事業調整担当課長、運営担当課長及び会場運営担当課長」を「及び調整担当課長」に改める。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 一筒月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

